

第9回「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」議事録

日時：平成20年7月28日(月) 10:00～12:00

場所：滋賀県職員会館2F大ホール

【議 事 次 第】

- 閉 会 -

議 事

1. 第8回協議会の経過報告 -----資料 - 1
2. 行政内情報伝達演習の結果報告(琵琶湖河川事務所より) -資料 - 2
3. 滋賀県における水害対策の取り組み報告(滋賀県より) ---資料 - 3
4. 討議
 土地利用のあり方について-----資料 - 4
 災害時要援護者支援策について-----資料 - 5
5. その他

- 閉 会 -

< 配付資料 >

- 資料 - 1 第8回協議会 議事録
- 資料 - 2 行政内情報伝達演習結果について
- 資料 - 3 『滋賀県流域治水基本方針』の検討経過について
- 資料 - 4 土地利用のあり方について
- 資料 - 5 災害時要援護者支援策について

- 参考資料 - 1 協議会規約
- 参考資料 - 2 昨年度までの協議会の経過及び平成20年度の検討項目について
- 参考資料 - 3 出前WGの結果

【議事要旨】

1. 開会 事務局
2. 挨拶 琵琶湖河川事務所長
3. 議事 實会長（司会進行）

（1）第8回協議会の経過報告

資料-1及び参考資料1、2について、事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

- ・事務局から昨年度までの協議会の経緯について説明を行った。
- ・事務局から第8回協議会議事録について説明を行い、議事録の内容について了承を得た。
- ・事務局から本年度の検討項目について説明を行い、検討の実施に関して了承を得た。

（2）行政内情報伝達演習の結果報告

資料-2について、事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

- ・事務局から行政内情報伝達演習について報告を行った。

事務局 : 出水期を前に一連の伝達方法を再確認出来た。昨年度に比べ情報伝達時間が改善されたが、さらなる短縮を含め改善を行う必要があると考えている。

實会長 : メールでの重要な情報の伝達は、添付書類を開かなくてわかるように、メール本文に情報を記載するべきである。

實会長 : 停電対応は大丈夫か。今後はどれぐらいの頻度で行うのか。

事務局 : 琵琶湖河川事務所では発動発電機による非常電源を確保しており、情報発信はできる。演習は基本的には毎年実施している。

（3）滋賀県における水害対策の取り組み報告

資料-3について、事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

- ・事務局から滋賀県における水害対策の取り組みについて報告を行った。

事務局 : 今後も県民や市町の意見等を基本方針に反映させる取組を進めていく。

資料-3『滋賀県流域治水基本方針』の検討経過についてのp1「基本方針の方向性について」に記載のある「安全な土地利用や住まい方への誘導」について、今回の協議会の結果を反映していく。

(4) 討議

土地利用のあり方について

資料-4及び参考資料-3について、事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

・事務局から湖南5市における出前ワーキング結果により、法的根拠のある浸水マップにより土地利用や建築の指導、助言が可能であることがわかったことを報告した。

河地委員 : 「農振法の区域変更の要件に浸水被害軽減の項目を加えるか、浸水マップに法的要件を持たせれば」という二者択一ではなく、「農振法の区域変更の要件に、浸水マップに基づいて」の表現の方が良いのではないかと？

事務局 : 農用地区域を除外するのに必要な4要件に水害対策の項目を加え、5要件とするのは困難ではないかと思ひ、浸水マップの法的認知によって周知・指導が出来ないかという意味合いで考えている。

寶会長 : 農振法に浸水被害要件を加えるのは難しいのでは？

事務局 : 法律に要件として新たに入れるのは難しいが、浸水マップを作っただけでは周知、指導して貰えないため、条例のような形で法的根拠を持たせられないかと考えている。

水野委員 : 本人がこの土地でないとダメという形で農用地区域の除外の申し出がある場合、行政が4要件以外のことを持ち出して指導することはできないと考える。

寶会長 : 4要件を満たしており、農用地区域の除外を認めざるを得ない場合でも、建築指導時においてピロティ等の対策を指導できるようにすることが必要である。

多々納委員 : 「行ふべきであると考えておられます」だと主語がわからないので、「各市は行政としては農振農用地区内の保持を行うべきと考えておられます。」その後で、「法で決まった浸水マップに法的要件を持たせれば、例えば農振法の区域変更の要件として、浸水被害軽減の項目を加えてご指導頂けるという方向だと理解しています」の方が良いのではないかと。

ご意見を頂き、資料-4のp1の文章表現に関し、事務局から下記の通り修正文案を示し、了承を得た。

(修正前)

行政としては、農振農用地区域の保持を行うべきと考えており、例えば、農振法の区域変更の要件に浸水被害軽減の項目を加えるか、浸水マップに法的要件を持たせれば、周知・指導することは可能です。

(修正後)

行政としては、農振農用地区域の保持を行うべきと考えています。農振農用地区域の適切な保持のため、浸水マップに法的根拠を持たせれば、農振農用地区域の適切な保持について周知・指導することは可能です。

中川委員：県では県下全域の浸水マップの策定を進めており、県条例の法的位置付けを視野に入れ検討を進めて参りたい。また、具体的な規制レベルについては、専門家や各市、県内部の関係機関の意見を伺い、予見される危険度と社会的に許容できる範囲について検討して参りたい。

多々納委員：住民に河川整備の効果をお知らせする仕組みがないという意見が過去からあり、浸水マップ策定にあたっては河川整備、下水道整備の効果が浸水マップの更新とともにあらわれるようすることを要望する。

討議の結果や要望をふまえ、浸水マップの策定、法的根拠づけについて、協議会から県へ要請書を提出する。

災害時要援護者支援策について

資料- 4、5及び参考資料- 3について、事務局より説明。

【報告内容及びご意見】

多々納委員：今後、協議会で議論するための論点整理が必要であり、各市の現状の考え方や課題を伺いたい。

大津市：民生委員の名前を具体的に踏まえたネットワーク台帳と、それぞれの要援護者に対する詳細な情報を得た上で台帳を仕上げていきたいと作業を進めている状況である。

草津市：要援護者のリストを作成中である。

守山市：個人情報を見させて頂いた中で、一日でも早くこういうような、要援護者リストを作る必要があるのではないかと考えている。

栗東市：福祉部門との連携というのが一番重要であると思い、大事にしないといけないと思う。

野洲市：要援護者名簿の要請というのはプライバシーとか個人情報が阻害になっており、ある程度法律的にやると決めたらやれると思う。

多々納委員：具体的な検討の進め方として、「土地利用のあり方」で行った農政、都市計画、建築、土木、防災の関係部署との担当者会議を「災害時要援護支援策」においては福祉部局と行うことにより、要援護者の把握等について議論できるのでないか。

中川委員：災害時要援護者支援については、流域治水検討委員会の中で、行政部会というのを設けており、行政部会の中でも議論をしていきたいと思っている。また、防災部局においても、水害だけでなく土地利用のあり方や災害時要援護者支援策も考えており、関係した場での議論に参画し、またこのような議論が必要だということで話を進めさせて頂きたい。